

社会福祉法人麦の子会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人麦の子会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第2122条の規定に基づき、役員及び評議員、並びに苦情対応第三者委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員、苦情対応第三者委員と併せて役員等という。

2 報酬とは、役員等の職務執行の対価として支払われるものであり、費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、旅費規程に準じて支弁する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同一日に評議員会と理事会が開催され、その両会に出席したときであっても、報酬及び実費弁償費は1日分とする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦

情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支弁する。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬及び費用は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができるものとする。

(受取の辞退)

第10条 役員等及び、苦情対応第三者委員の都合による申出がある場合には、報酬や実費弁償費の受取を辞退することができる。

(改正)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、2010年4月1日より適用する

この規程は、2010年5月1日より適用する

この規程は、2017年4月1日より適用する

この規程は、2025年12月1日より適用する

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	無し	5,000円
理事及び評議員業務報酬等	無し	5,000円
監事監査業務報酬等	無し	5,000円
苦情対応業務報酬等	無し	5,000円